

令和 2 年度当初における市立学校（園）の教育活動について

1 市立学校（園）の令和2年度当初の日程等について

- 国のガイドラインに沿った感染症対策を講じた上で、予定通りの期日で市立学校（園）の入学（園）式・始業式等を実施し、授業等の教育活動を行う。

【参考】

学校種別	入学（園）式	始業式
小学校、特別支援学校、 高等学校（全日制）	4 月 6 日（月）	4 月 7 日（火）
中学校	4 月 7 日（火）	4 月 6 日（月）
幼稚園、高等学校（定時制）	4 月 7 日（火）	4 月 8 日（水）

- 幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の感染が判明した場合は、当該生徒等が学校（園）に最後に登校（園）をした日の翌日から 1 4 日間、当該学校（園）を臨時休業とする。【本市の取扱い】
- 生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間の出席停止とする。

2 学校（園）における感染症対策について

- 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。また、発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。
- 手洗いや咳エチケットを徹底する。
- 多くの生徒等が手を触れる箇所は、適宜、消毒液を使用して清掃を行う。
- 生徒等に対し、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。
- 教室等の換気を実施する。その際、衣服等による温度調整にも配慮する。
- 生徒等に対し、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指導する。

3 部活動及び学校給食について

- 部活動については、感染症対策を講じた上で実施する。
- 学校給食・スクールランチについては、感染症対策を講じた上で実施する。

4 学校施設の市民利用について

- 学校施設の市民利用については、当面の間、実施しない。

5 その他

- 感染者等に対する偏見や差別が生じないように、生徒等の発達段階に応じた指導等を行う。
- トワイライトスクール・ルーム、留守家庭児童育成会については、感染症対策を講じた上で実施する。